

情報通信機器を用いた診療について

当院では患者様の状態に応じ、情報通信機器を用いた診療をおこなっておりますが情報通信機器を用いた診療は、すべての患者さんにおいて利用可能とは限りません。

患者さんの安全の確保のため、情報通信機器を用いた診療では次のような制限がありますので、ご理解ください。

- ・メールやチャットのみで診療することはできません。
- ・緊急を要する症状である場合など、医師が情報通信機器を用いた診療を行うことが適切でないと判断した場合は情報通信機器を用いた診療を中止し、速やかに対面診療に切り替えます。
- ・初診から麻薬や向精神薬を処方することはできません。また、基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する、特に安全管理が必要な薬品（精神神経用剤、糖尿病用剤等）や、8日分以上の処方也不能せん。
- ・医師の判断によりお薬を処方できない場合があります。